

4月1日
から

施設敷地内が 全面禁煙になります

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

能代山本広域市町村圏組合では、施設利用者と職員の受動喫煙防止のため、令和2年4月1日から下記の施設について敷地内を全面禁煙とします。

対象施設は、駐車場を含む敷地内が終日全面禁煙となります。加熱式たばこも禁止の対象です。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

敷地内禁煙開始日 令和2年4月1日(水)

敷地内禁煙対象施設 ※駐車場を含む敷地内が終日禁煙です。

- 能代山本高齢者交流センター「おとも苑」
- 能代山本広域交流センター
- 特別養護老人ホーム 海潮園、長寿園
- 消防本部・各消防署
- 中央衛生処理場
- 南部清掃工場
- 北部粗大ごみ処理工場



(スポーツリゾートセンター「アリナス」については、宿泊棟の一部を除外)